

第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動

【施策の方向】

- 環境を保全・創造するための動きを高めていくため、子どもの頃からの環境教育を充実させ、早い時期に環境の大切さに気づく取組を推進します。
- 家庭、地域社会、学校、職場等のあらゆる場における環境教育を推進します。

第1節 環境情報の提供及び環境教育の推進

1 環境意識の醸成と指導者の育成・活用

現 状

- 持続的発展が可能な社会の実現に向け、日常生活や事業活動において、環境負荷の少ない消費行動や経済活動を実践することが重要となっています。
- 県の広報、出前講座などの普及啓発活動とともに、マスコミをはじめ様々な機関、団体による環境情報の提供が行われています。
- 県は、調査測定した環境データを、熊本県環境白書をはじめ各種印刷物や熊本県ホームページで公表しています。ホームページの中で環境に関する情報を総合的に提供する環境ポータルサイトを開設しています。
- エコロジスト・リーダーや森林インストラクター、地球温暖化防止活動推進員、自然体験活動指導者、水生生物調査指導者などが養成され、県内各地で活動しています。

課 題

- より多くの県民、団体、事業者などに的確に環境の現状や対策情報を伝え、環境に対する意識を高めるとともに、実践行動を促進する必要があります。
- 熊本県環境白書や熊本県ホームページの中に開設している環境ポータルサイトについては、内容を充実させるとともに、分かりやすく見やすいものにするよう工夫していく必要があります。
- 「国連持続可能な開発のための教育の10年」（平成17年～）を踏まえ、県民、事業者、環境保全活動団体、行政及び学校などがそれぞれの役割に応じて、連携・協働を強化し、環境教育を一層充実させていく必要があります。
- 様々な場所で、様々な機会を捉えて環境教育が実践されるように、より多くの指導者の育成を行う必要があります。

施策の方向性

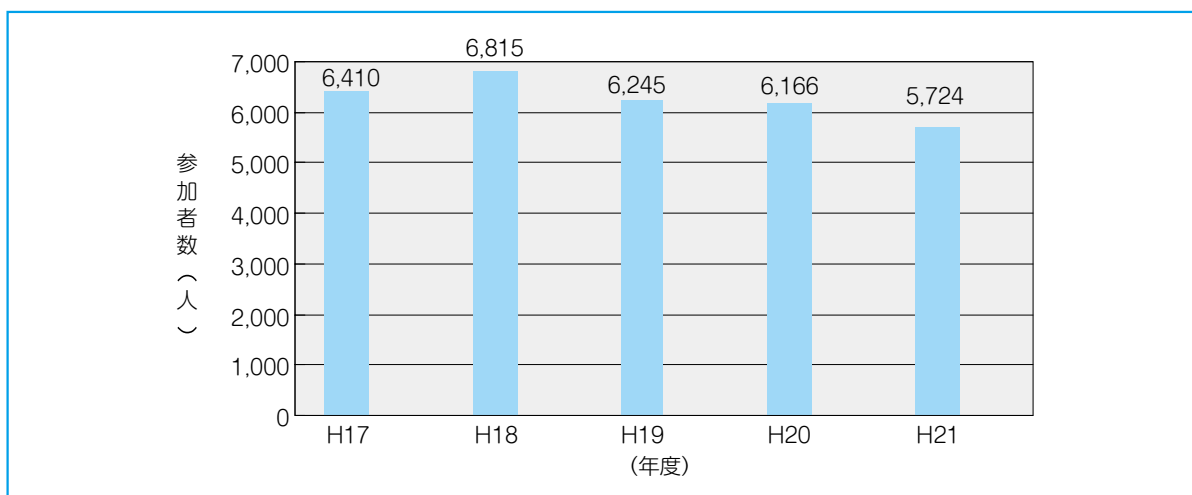
- 環境教育に関する相談等に迅速かつ的確に対応するため、県における総合窓口の明確化を図ります。
- 県民、事業者、環境保全活動団体、行政及び学校などとの連携を深めることにより、環境教育に関する幅広い情報収集・発信に努めます。
- 環境意識の醸成のため、以下の取組を推進します。
 - ・熊本県広報誌、ホームページ、ラジオ・テレビ等様々な広報媒体を活用した、環境意識の普及啓発を推進します。
 - ・熊本県環境センターを中心に、県庁内の各課で連携を図りながら、県民の多様なニーズに応じた環境教育を推進します。
 - ・地球温暖化防止活動推進員による普及啓発を推進します。
- 環境情報を積極的に提供するため、以下の取組を推進します。
 - ・リアルタイムに環境情報を提供するため、県民が利用しやすい環境ポータルサイトの一層の充実を図ります。
 - ・分かりやすい環境白書、各種啓発資料等の作成に努めます。
- 指導者の育成と活用を図るため、以下の取組を推進します。
 - ・初任者をはじめ教職員を対象に、環境教育について研修を実施します。
 - ・エコロジストリーダー、森林インストラクター、自然観察指導員等の指導者の育成・活用に努めます。
 - ・市町村職員、環境団体等を対象に、水生生物調査指導者育成研修会等を実施します。

2 家庭、地域社会、職場などにおける環境教育の推進

現 状

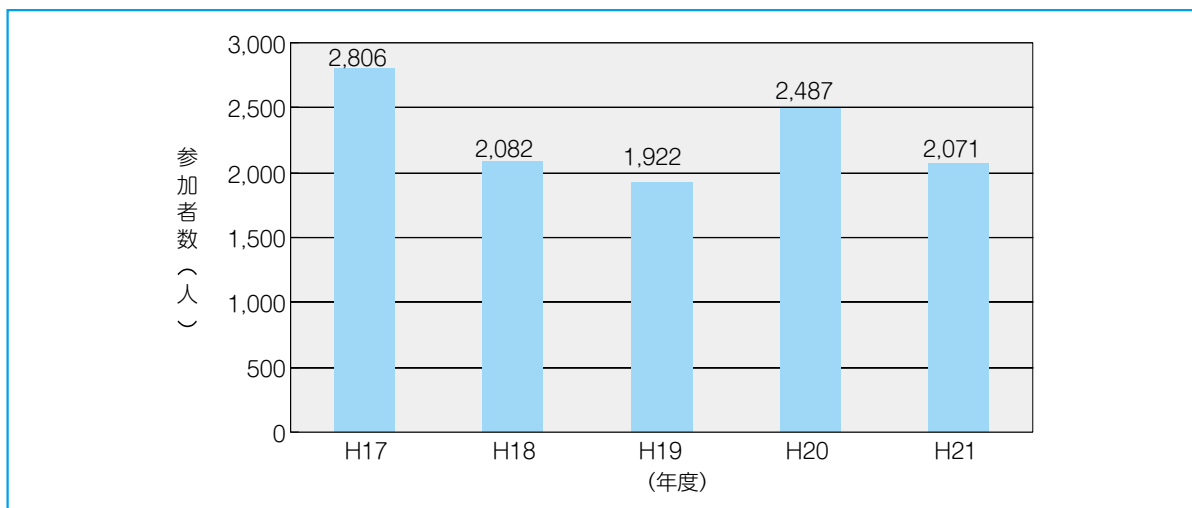
- 行政のみならず、県民及び事業者が、それぞれ環境教育の主体として、家庭、地域社会、学校、企業、行政のあらゆる場において環境教育に取り組んでいくため、平成5年度から「熊本県環境教育基本指針」に基づき、環境教育の推進を図っています。
- 熊本県環境センターでは、来館者への環境教育や、動く環境教室、環境教育指導者派遣による出前講座、研修用ビデオ等の貸出しを行っています。また、こどもエコフェスタや干潟観察会などの体験学習を開催するとともに、こどもエコクラブの事務局として、県内のエコクラブ活動の支援を行っています。
- 熊本県生涯学習推進センターが市町村、大学など県内の様々な機関や団体と連携・協力し、学習機会を県民に提供する県民カレッジを開催しています。

図5-1 動く環境教室による出前授業への参加者数



出典：環境政策課作成

図5-2 環境教育指導者派遣による出前授業への参加者数



出典：環境政策課作成

課 題

- 多くの主体がそれぞれの場で環境教育を実施できるよう、熊本県環境センターや熊本県生涯学習推進センターなどの活動を充実していく必要があります。
- 環境教育の一層の推進のため、県民、事業者、環境保全活動団体、行政及び学校などがそれぞれの役割に応じて、連携・協働を強化させていく必要があります。

施策の方向性

- こどもエコクラブ、緑の少年団などへの参加の呼びかけや、出前講座、生涯学習講座、さらに、熊本県環境センターによる動く環境教室、環境教育指導者派遣に取り組み、子どもたちを起点にした、家庭での環境意識の醸成に努めます。
- 森林教室、自然環境観察会等の実施を通して、地域社会等の環境意識の醸成に努めます。
- 産業ビジネスフェア（環境関連産業含む）等の開催を通し、職場等における環境意識の醸成に努めます。
- 環境教育を実施する環境活動団体等との連携を推進するとともに、環境教育に関する相談等の窓口を明確にします。
- 大学等と連携した環境学習の場づくりに取り組みます。
- 講師派遣、資料提供、教材貸出等により、様々な場における環境教育を支援します。

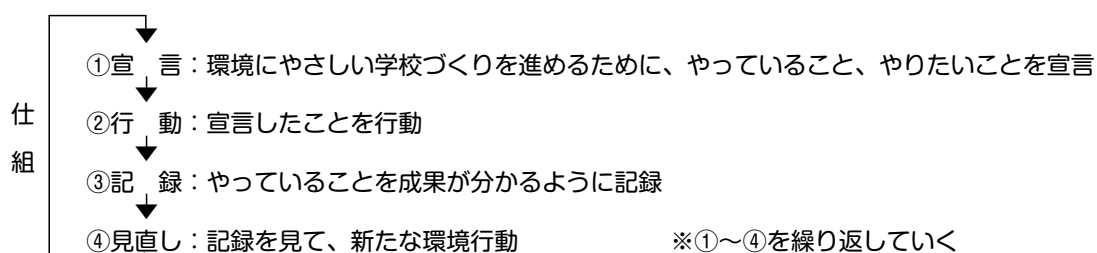
3 学校などにおける環境教育の推進

現 状

- 公立小中学校における環境教育研究推進校の指定（指定期間：2年間）に、平成4年度から取り組んでいます。
- 県立学校においては、環境教育研究推進校の指定（指定期間：2年間）を、平成21年度から実施しています。
- 小中学校及び県立学校の教員を対象とした環境教育に関する研修会を、県立教育センター等で行っています。
- 公立小中学校及び県立学校において、環境教育担当を校務分掌に位置づけ、全体計画・年間指導計画を作成し、環境教育に取り組んでいます。
- こどもエコセミナーとして、「水俣病の教訓に学ぶ」観点から、県内の小学校5年生が水俣市にある環境関連施設を訪問し、公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣の姿を学んでいます。平成14年度に事業を開始し、3年間で県内すべての小学校が水俣市での環境学習を行っています。
- 学校版環境ISOコンクールに取り組み、学校、家庭、地域が一体となって、「宣言（環境にやさしい学校づくりを進めるために、やっていること、やりたいことを宣言）」、「行動（宣言したことを行動）」、「記録（やっていることを成果が分かるように記録）」、「見直し（記録を見て、新たな環境行動）」を行うことで、環境問題の解決に向けた体制づくりを推進しています。
公立小中学校においては、学校版環境ISOコンクールを平成16年度から開始しており、平成19年度から県内すべての小中学校が参加しています。
- 県立学校における学校版環境ISOコンクールでは、平成21年度から参加希望校を対象に実施しており、環境の改善を目指して宣言項目、目標及び行動計画を策定し、取組を進めています。
- 水環境教育として、水のお話し会（幼稚園・保育園）、水の学校（小学校）、水の作文コンクール（中学生）を実施しています。また、川の水質調査として水生生物の観察を行っています。

学校版環境ISOコンクールについて

自分たちが暮らす海、山、川、水及び大気を守り伝えていくために環境にやさしい学校づくりを児童生徒・教職員が話し合い、全校をあげて実践活動に取り組み、環境について考える機会と実践を通して将来を担う子どもたちの環境に対する意識を高めることを目的としています。



課 題

○公立小中学校及び県立学校においては、環境教育が校務分掌等に位置づけられ、全体計画・年間指導計画を作成し取り組んでいます。新学習指導要領の全面実施を踏まえた指導計画の見直しが必要となっています。

例えば、学校版環境 I S Oコンクールについては、すべての公立小中学校が参加し、県立学校についても多くの学校が既に参加、又は参加の準備を進めているところです。今後の課題としては、児童生徒が行動の意義を理解し、自ら数値目標を設定する等の取組の充実を図る必要があります。

○教職員の指導力向上と学校における環境教育の一層の推進のために、研修の充実等が必要となっています。

施策の方向性

○学校における環境教育の充実を図るため、以下に取り組めます。

- ・学習指導要領に基づいた教科等間の関連を図るとともに、保護者・地域と連携した環境教育の推進に努めます。
- ・公立小中学校及び県立学校における環境教育研究推進校の指定、指定校の研究成果の一層の普及に努めます。
- ・公立小中学校及び県立学校の環境教育担当者を対象とした研修会を実施します。
- ・公立小中学校及び県立学校における学校版環境 I S Oコンクールの取組を推進します。

水俣病の教訓を生かした環境教育について

1 環境意識の醸成

水俣病関連情報の発信や環境学習の取組を通して、子どもから大人まで県民一人ひとりの環境意識の醸成を図る。

(1)水俣病問題啓発事業

くまもと県民交流館(パレア) に水俣病学習コーナーを設置するほか、熊本県立図書館等でのパネル展の開催、環境学習のリーフレット「はじめて学ぶ水俣病」の作成や、学校訪問による児童生徒への水俣病及び環境学習の実施を通して、水俣病問題についての普及啓発を図る。

(2)提案型環境教育事業

水俣病の教訓を踏まえた環境学習等の取組について、NPO法人等から企画提案を募り、効果的な事業を行う。

(3)みなまた環境大学

水俣病を経験した水俣市と連携し、水俣病についての学習はもとより、豊かな自然との交わりを通して、環境との共生を考え、行動する人材の育成を図る。

(4)うたせ船で水俣病を学ぶ

うたせ船に乗り、かつて水俣病の原因となったメチル水銀により汚染された不知火海の再生を体感することなどにより、水俣病に関する正しい理解を深め、教訓を後世に伝える。

2 学校における環境教育の推進

*平成15年3月「水俣における環境学習」指導資料(県教委・環境生活部)抜粋

(1)学習の意義

「環境立県くまもと」づくりの担い手の育成を図るため、公害の原点といわれる水俣病を通して学んだ教訓を生かす視点から、社会科で公害について指導する際に、教科書を使った学習に加え、水俣病についても学習するとともに、実際に水俣市を訪問し、環境関連施設で学ぶことにより、一度壊した環境を再生するのに多大な努力が必要なことや、環境都市水俣づくりへの取組を体験的に学習する。

また、事前指導、事後指導を含めた一連の学習過程で、児童が主体的に調べ学習などを通して自ら課題を見つけ、情報を収集し、判断し、行動を起こすことができるような働きかけをすることにも大きな教育的意義がある。

児童は、この学習を通して、自然環境を守り、人権や生命を尊重していくことの大切さについて学ぶ。

(2)教育課程への位置づけ

「こどもエコセミナー」の指定校として訪問する学校に限らず、自主的に訪問する学校においても、水俣市への訪問を各学校の環境教育全体計画へ位置づける。

重点化の視点	水・大気・地球環境、エネルギー等	水俣病の歴史等		リサイクル・ごみ問題
施設名	熊本県環境センター	水俣市立水俣病資料館	国立水俣病情報センター	水俣市環境クリーンセンター 水俣エコタウン
主な学習内容	・環境問題に関する講話 ・ビデオ映像視聴 ・関連図書・資料の閲覧 ・バックテスト等実験 ・展示物・施設見学	・語り部の講話(※) ・展示物・資料閲覧 ・ビデオ映像視聴	・展示資料の閲覧 ・語り部の講話 ・ビデオ映像視聴	・分別収集 ・分別収集講話
その他の施設	○リガラスロード ○竹林園 など	○水俣病歴史考証館	○もやい館	○おれんじ館

(※)語り部の制度とは、水俣病の苦しみに負けず、たくましく生きることの尊さと水俣病に対する正しい認識を深めていただくため、直接、患者の方などからその貴重な体験を聴講できる制度で、平成6年10月から行われています。

【環境情報の提供及び環境教育の推進に係る基本目標】

- 環境情報を積極的に提供し、県民一人ひとりの環境配慮意識を醸成します
- 環境教育指導者の育成を図ります
- 家庭、地域社会、職場などにおける環境教育を推進します
- 学校などにおける子どもを対象とした環境教育を推進します

【数値目標】

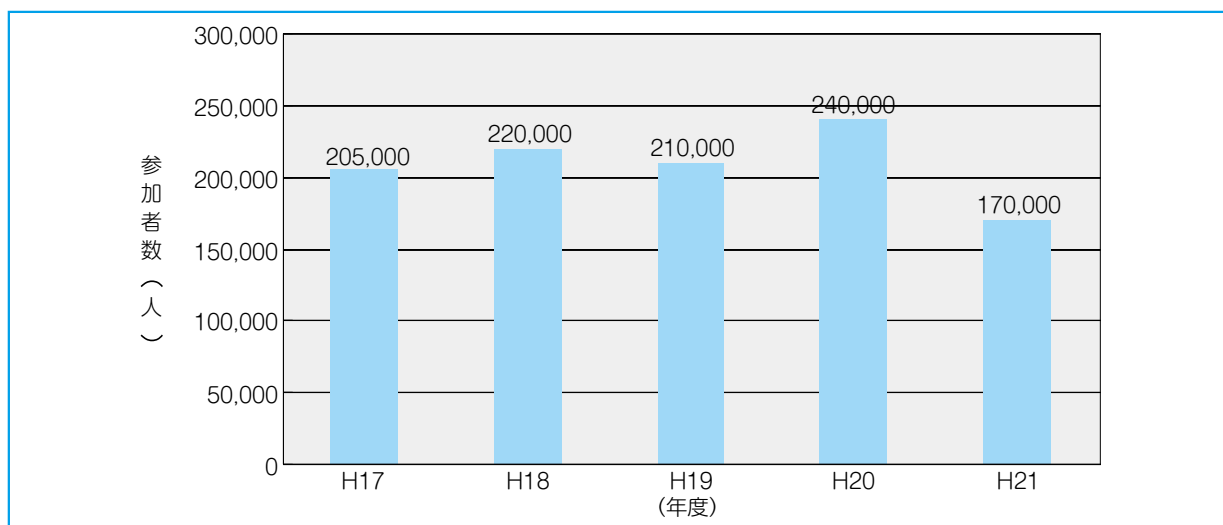
指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
学校版環境ISOコンクールにおいて前年度の取組をもとに実態に応じた数値目標を設定し、見直しや家庭・地域と連携した取組を行った公立小中学校の割合	64.6% (H21)	90%	ほとんどの公立小中学校において取組の充実や広がりを目指す
学校版環境ISOコンクールに参加する県立高校数（累計）	17校(27%) (H21)	61校 (100%)	全ての県立高校において参加を目指す
環境ポータルサイトへの情報の掲載（年間）	49件 (H21)	50件	継続して充実を図る
エコロジスト・リーダー養成数（年間）	25人 (H20)	40人	エコロジスト・リーダー養成講座の定員を40名としており、全員の修了（養成）を目指す
動く環境教室実施回数（年間）	87回(H21)	80回以上	過去の実績を考慮
環境教育指導者の派遣による環境学習実施回数（年間）	29回 (H21)	30回以上	過去の実績を考慮
環境センター主催事業環境体験学習事業(年間)	421人 (H20)	240人	今後実施を予定しているイベントにおける過去3年の平均参加者数及び見込み定員を合計し算出した。
環境教育研究推進校（公立小中学校）の指定校数（累計）	51校 (H22)	55校	県内2校を2年間指定
環境教育研究推進校（県立学校）の指定校数（累計）	2校 (H22)	6校	県内2校を2年間指定
環境に関する水俣における訪問学習への参加校	1,301校 (H14～H22累計)	1,600校 (H23～H27累計)	3年間、全校対象の補助事業を実施後、従来1/3だった実施率を1/2まで引き上げて実施。
水の作文コンクール応募者数（年）	4,511編(全国1位) (H22)	応募者数全国1位を維持	応募者数の増加を目標

第2節 自主的な環境保全行動の推進

現 状

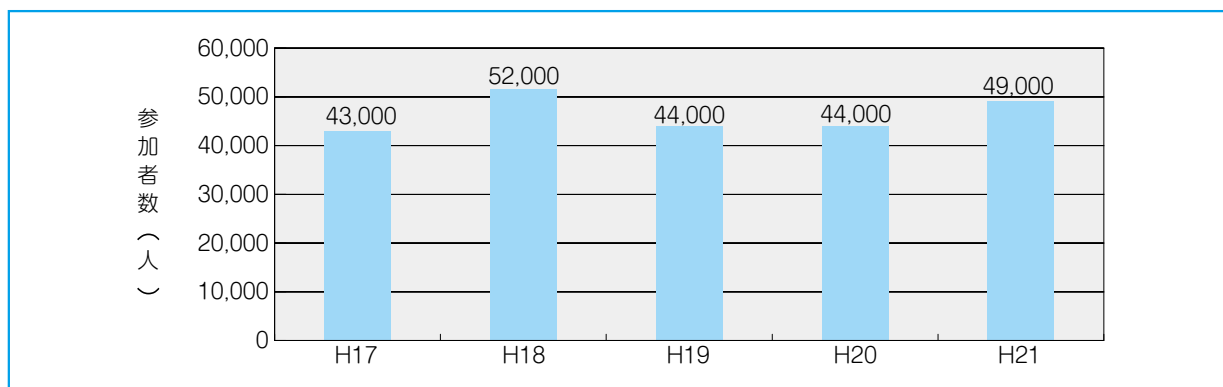
- 本県では6月を環境月間とし、月間中の第1日曜を「熊本県民環境美化行動の日」と定めています。この日を中心に県内各地で行われる道路や河川、公園などでの環境美化活動に多くの県民が参加し、その数は年々増加しています。平成22年度は約19万人の県民が参加しました。
- 環境月間の取組の一つとして、地球温暖化防止の啓発を目的に、七夕と夏至の日にライトダウンキャンペーンを実施しています。
- 昭和63年度に「くまもと景観賞」を、平成3年度に「くまもと環境賞」を創設し、優れた取組などを表彰しています。
- 本県では、各家庭で身近なところから省エネ・省資源に取り組んでもらうため、くまもとエコファミリー登録制度を平成15年度に創設し、年2回夏季と冬季における省エネ・省資源への取組結果や取組内容を募集するエコファミリーコンテストを実施しています。
- 民間団体によるグリーンコンシューマー活動（環境に配慮した消費行動）、食と環境を結びつけた地産地消やスローライフ（自然や文化を大切に暮らす暮らし方）運動などが行われています。
- 平成21年11月から熊本市及び水俣市、平成22年4月から上天草市において、県民、事業者、行政が連携してレジ袋無料配布中止（有料化）の取組を実施しており、レジ袋の削減を通じたごみの減量化とCO₂削減の動きが広がっています。
- 夏の暑い時期に昔ながらの涼を求め、また、地球温暖化対策やヒートアイランド対策などの取組の一つとして、県内各地で打ち水などが行われています。
- 事業者においては、熊本県環境保全協議会主催の環境保全のための研修会への参加、ISO14001やエコアクション21といった環境経営の実施、省エネ設備などの導入、エコファーマーによる環境配慮型農業（くまもとグリーン農業）などが進められています。
- 地域の環境と企業活動の両立を図るため、地域と企業が環境保全（公害防止）協定等を締結し、地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即応した環境保全行動が行われています。
- 水環境保全の取組として、平成4年度から「くまもと・きれいな川と海づくりデー」（川や海の一斉清掃活動）を、平成14年度からは「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動」を実施するとともに、様々な情報交換等を行う県民大会やくまもと県民運動賞の表彰を行っています。

図5-3 環境月間中における環境保全活動参加者数



出典：環境政策課作成

図5-4 くまもと・みんなの川と海づくりデー参加者数の推移



出典：水環境課作成

課 題

- 優れた環境保全行動を表彰するとともに、それを広く啓発することで、県民の自主的な環境保全行動の一層の広がりをもたせたい。
- 多くの県民が身近なところで環境保全活動に参加できる機会や雰囲気づくりが重要であり、環境保全活動やイベントなど環境に関する情報を継続的に提供していきなす。
- 環境と経済の好循環に向け、環境に配慮した消費行動とともに、事業者の環境経営や環境保全事業、環境産業の展開を促進する必要がある。
- 市町村の率先的な行動の一つとして、グリーン購入を促進するとともに、法律で義務づけられている地球温暖化対策実行計画の早期策定を促す必要がある。
- 環境保全活動団体など各主体ごとの取組だけでなく、県民総ぐるみとして、連携した環境保全活動に継続的に取り組んでいく必要がある。

施策の方向性

- 「くまもと環境賞」や「くまもと景観賞」などの環境保全行動の表彰及び事例の紹介に取り組みます。
- 認証取得に当たっての助言やエコアクション21の建設業等級格付けへの加点などを行うことで、「ISO14001認証取得」及び「エコアクション21認証取得」の支援に取り組みます。
- 環境保全協議会やフロン回収・処理実施協議会等が行う環境保全のための研修会・講演会の開催、情報誌の発行等の取組を支援し、事業者における環境意識の普及・啓発に努めます。
- 消費者ニーズの把握とマッチングに努め、環境産業の振興を促進します。
- 事業者と地域住民等との間における環境保全協定（公害防止協定）の締結を促進します。
- 県において、以下の取組を推進します。
 - ・県庁舎におけるISO14001の適正な運用（出先機関においては本庁に準じた環境管理システムの導入）に努めます。
 - ・グリーン購入を推進します。
 - ・地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画を推進します。
 - ・公用車のアイドリング・ストップの徹底に努めます。
 - ・公用車の低公害車への切り替えを推進します。
- 市町村における環境基本計画及び地球温暖化防止実行計画等の策定を支援します。
- 各地域における地球温暖化対策地域協議会の設立を促進します。
- 熊本県環境美化行動の日における以下の取組などを推進し、県民総ぐるみの環境保全活動の一層の展開に努めます。
 - ・環境美化行動の日へのより多くの県民の参加を促進します。
 - ・ライトダウンキャンペーンへのより多くの企業及び県民の参加を促進します。
- 熊本市、水俣市、上天草市で行われているレジ袋の無料配布中止の取組について、他の市町村への拡大を図ります。

【自主的な環境保全行動の推進に係る基本目標】

◎県民、団体、事業者、行政などの環境保全行動を推進するとともに、県民総ぐるみにより取り組みます

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
くまもとエコファミリー件数 (累計)	5,530世帯 (H21)	7,000件	県内世帯数(約70万世帯)の1%を目標に設定
環境美化行動の日参加者数 (年間)	約19万人 (H22)	年々増加	参加者を年々増やす
くまもと・みんなの川と海づくりデー参加者数(年間)	49千人 (H21)	年々増加	参加者を年々増やす
くまもとグリーン農業に取り組む農業者(戸数)(累計)	—	23,000戸	熊本県食料・農業・農村計画(H23～H27)の指標として設定
グリーン購入調達率(年間)	98.8% (H21)	100%	完全実施を目指す
環境保全協議会会員数(年間) 賛助団体数(年間)	198事業所 43市町村 (H22.9月)	年々増加 45市町村	会員数の増加 全市町村の加入